

**島根県立高等学校等における「情報Ⅰ」の授業支援WEB教材調達に係る  
プロポーザル公募要領**

島根県教育庁学校教育課

**1 趣旨**

令和4年度から始まっている新学習指導要領では、高等学校における「情報Ⅰ」（以下「情報Ⅰ」という。）において、「プログラミング」や「データベース」の基礎等が必修分野となり、大学入学共通テストにおいても、令和7年度から受験科目に位置付けられるなど、重要な教科となっている。

多くの県立学校の教員に対し、専門的な知識や技能習得、教科全体を見据えた指導計画の立案や授業づくり等、生徒に対する教科指導の充実を図っていく必要がある。

よって令和4年度から整備されている生徒一人一台端末を用いた授業支援WEB教材を導入することにより、プログラミング等に対する一定水準の授業提供ができる体制を確保する。

ついては、当該調達を行うにあたって、企画提案型のプロポーザル方式により、本調達に対するサポート体制や意欲、資質、技術能力及び創造力等が優れた者を募集する。

**2 「情報Ⅰ」の授業支援ツール導入の概要**

(1) 目的

「情報Ⅰ」の授業支援WEB教材（以下「WEB教材」という。）を導入することで、一定水準以上の授業提供が可能となり、新学習指導要領を反映した大学入学共通テストに対応できる指導が行えることを目的とする。

(2) 納入期限

令和8年4月10日（金）

(3) 実施学年

令和8年度1年生

(4) 想定ライセンス数

3,250 ライセンス

ただし、数量は予定であり、増減することがある。これにより、必要ライセンス数が減った場合であっても減ったライセンス数を補償するものではない。

**3 提案内容**

(1) 提案内容

- ① WEB教材の機能
- ② WEB教材利用のフォロー体制
- ③ 管理体制

なお、提案内容は、本調達における仕様等の条件を定めた別紙「調達仕様書」に合致する内容とすること。

(2) 1ライセンスあたり予算額

2,750円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、企画提案書に基づく調達業務の全てを含む。

#### 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 過去3カ年（令和4～令和6年度）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体とのWEB教材等の売買又は賃貸借契約等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (11) 業務について十分な遂行能力を有すること。
- (12) ライセンス期間中の間、島根県教育庁学校教育課との協議、連絡調整が随時行えること。

#### 5 提案方法

- (1) 提出書類
  - ① プロポーザル参加表明書（様式1）
  - ② 調達に係る質問書（様式2）
  - ③ 企画提案書
  - ④ 見積書
  - ⑤ プロポーザルの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任されていることが分かる資料
- (2) 提出方法  
記載内容は自由とする。  
企画提案書（見積書含む）を6部（正本1部、副本5部）、郵送または持参により提出すること

持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日・祝日除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

## 6 選定方法

- (1) プロポーザル参加者から書類の提出及びプレゼンテーションを受け、別に定める審査会において選定を行う。
- (2) 審査にあたっては、WEB教材の機能・信頼性、活用方法の充実性について、審査基準に基づき審査する。

[審査基準]

審査項目	評価の視点
WEB教材の設計	①観点別の学習状況評価を考慮して開発されているか等
WEB教材の機能	②生徒1人1台端末、教員端末に対応しているか等
	③生徒が学びやすく、学習意欲を引き出すことができるものであるか等
	④大学入学共通テストに備えたものとなっているか等
	⑤教員に対して利便性の良いものとなっているか等
フォロー体制	⑥「情報I」の専門外教員であっても使いやすく、一定水準の授業ができるものであるか等
	⑦研修実施体制やサポート体制について（ヘルプデスク、各種マニュアル等）等
実施体制と業務遂行能力	⑧過去の実績から業務遂行能力があるかどうか等
提供価格	⑨価格の妥当かつ及び安価な提供価格かどうか等
その他	⑩独自提案（参加者の創意工夫による追加提案について）

- (3) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。
- (4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (5) その他
  - ① 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
  - ② 本公募要領に基づき提出された書類は返却しない。

## 7 募集に関するスケジュール等

- (1) プロポーザル参加表明書等の提出
  - ① 提出期限 令和8年3月11日（水）17：00必着
  - ② 提出方法 「プロポーザル参加表明書（様式1）」及び以下の添付書類について、各1部郵送又は持参により提出すること。
    - ア 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの、原本）
    - イ 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）
    - ウ 過去3カ年（令和4～令和6年度）の類似業務実績（契約書の写し、事業概要等）
    - エ 島根県内に事務所を有する者は、県税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本）
    - オ 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、原本）

カ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、原本）

※持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

- ③ 参加資格確認通知 令和8年3月13日（金）予定
- (2) 業務内容に関する質問と回答
- ① 提出期限 令和8年2月27日（金）17：00必着
- ② 質問方法 「調達に係る質問書（様式2）」をメール、郵送又はFAXにより提出すること。
- ③ 回答方法 回答は「公募書類等閲覧申請書」により申請のあった事業者の連絡担当者に対して、全ての質疑を取りまとめて全て同じものをメールにて回答する。
- ④ 回答予定 令和8年3月5日（木）
- (3) 企画提案書等の提出
- ① 提出期限 令和8年3月19日（木）17：00必着
- ② 提出方法 「企画提案書」と「見積書」を正本1部、副本5部、郵送又は持参により提出すること。
- ※持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
- ※プロポーザル企画提案競争の参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任されていることが分かる資料を1部提出すること。
- (4) 企画提案者によるプレゼンテーション及び審査会
- ① 開催日 令和8年3月24日（火）
- ・プレゼンテーションはオンラインで実施する。
  - ・開催時間等については、プロポーザル参加表明書提出者に別途連絡する。
- ② 実施方法
- ・審査会を設置し、企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。
  - ・提案者ごとに、企画提案書に基づくプレゼンテーション20分以内、質疑応答15分の時間を設定する。
- (5) 選考結果（最優秀提案者）の通知
- 令和8年3月25日（水）までに通知予定
- ※審査会において最も優秀な提案を選定し、審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。
- (6) 審査会の延期・中止
- 審査会を延期する場合は延期理由及び延期後の実施日を連絡する。また、審査会を中止する場合は中止理由を連絡して提出書類を返送する。
- (7) 契約締結予定日
- 令和8年4月1日（水）

## 8 契約の締結

審査会で選定された最優秀提案者を契約予定事業者とし、提案書を踏まえ予算の範囲内で契約内容を決定する。契約内容決定後、契約予定事業者から見積書を徴し、見積金額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。なお、契約にあたっては契約書を作成するものとする。

なお、令和8年度予算成立をもって締結することとし、予算成立しない場合は、契約を締結しない。

9 提出先及び問合せ先

島根県教育庁学校教育課 担当：辰己（総括）、大屋（仕様等）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5421 FAX 0852-22-6265

メール：gakkoukyouiku@pref.shimane.lg.jp